

本部町具志堅地区田園空間施設テナント入居者募集要項

1. 本部町具志堅地区田園空間施設の概要

田空ハーソー公園は、本部半島地区田園空間博物館整備基本計画（平成 16 年）において位置づけられ、「農村の美しい景観や豊かな自然のほか、人々の営みによって長い間に培われてきた伝統や文化など、様々な魅力を博物館の展示物と見立て、農村地域をひとつの『屋根のない博物館』として保全・継承し、活用すること」を目的として整備が行われた公園である。

また、本部町具志堅地区田園空間施設の設置及び管理に関する条例では、「田空施設は、総合案内、伝統文化等の展示、農林水産物の販売、特産品の加工販売、町民の交流の場として地域の振興、活性化を図ることを目的として設置する。」とされており、交流空間として地域の振興に寄与することが期待されている。

(1) 所在地

沖縄県国頭郡本部町字具志堅 1334 番地

(2) 総合案内所（コア施設）の施設概要

構造：RC 造、地上 1F、建築面積：818.59 m²、延床面積：768.22 m²

(3) 指定管理者

- ① 名称：もとぶバイオマス事業協同組合
- ② 所在：沖縄県国頭郡本部町字並里 1136 番地

(4) 開園時間等

① 施設開園

- ・公園は年中無休。総合案内所は水曜日定休日。
- ・総合案内所（コア施設）の利用時間：9:00～18:00
- ※ただし、指定管理者の都合により変更になる場合があります。

② テナントの営業日及び営業時間

- ・営業日：水曜日以外
- ・営業時間：9:00～18:00
- ※ただし、指定管理者との事前調整により営業日及び営業時間を変更することは可能。

2. テナント施設の概要

(1) レストラン施設

- ① 面積：198 m² 内訳：厨房 72 m²、客室 126 m²
- ② 設置機器等：流し台 2 台、椅子 10 客、テーブル 8 台

※その他、調理する際に必要な設備は、入居者が入居者の負担で整備し、

退去する際は入居者の負担で撤去するものとする。事前に現場を確認することをお勧めします。

(2) 軒先販売場①

① 面積：32.4 m²

② 設置機器等：屋外コンセント、照明設備

※その他、テーブルなどの営業に必要な設備は、入居者が入居者の負担で整備し、退去する際は入居者の負担で撤去するものとする。

※販売所を区分する場合の囲い高さは、110 cm以下とする。

(指定管理者側と相談し変更可能)

(3) 加工室

① 面積：108 m²

② 設置機器等：二槽シンク1台、電解水生成装置①1台、ワークテーブル①1台、軟水器①1台、一槽シンク①1台、ワークテーブル②1台、消毒保管庫1台、消毒保管庫用カゴ10台、ワークテーブル③1台、冷凍冷蔵庫①1台、一槽シンク②1台、電解水生成装置②1台、キャビネットテーブル1台、一槽シンク③1台、冷凍冷蔵庫②1台、ワークテーブル④1台、ガステーブル1台、ワークテーブル⑤1台、軟水器②1台、ブラストチラー&ショックフリーザー1台、ワークテーブル⑥1台、ワークテーブル⑦1台、コンロテーブル1台、移動テーブル3台、スチームコンベクションオープン架台1台、スチームコンベクションオープン1台、ホテルパン10台

※その他、加工に際に必要な設備がある場合は、入居者が入居者の負担で整備し、退去する際は入居者の負担で撤去するものとする。

3. テナント施設の使用条件

(1) 入居期間

入居開始予定日：審査結果決定後（令和7年6月1日以降になります。）

※入居期間は原則2028年3月末とする。（更新可）

(2) 月額使用料

毎月5日までに指定管理者に当月分の使用料を納付する。

区分	単位	使用料（税込み）	備考
レストラン施設	1月につき	127,000 円	
軒先販売場①	1月につき	21,000 円	
加工室	1月につき	70,000 円	

(3) その他の必要経費

指定管理側より請求書発行後10日以内にお支払い下さい。

① 電気料金

施設全体の電気量から各施設の使用面積の比率にて算出した額（電気量は指定管理者が一括で支払い、各テナントには算定額で請求書を発行します。）

② 上下水道料金

施設全体の使用料から各施設の使用料の比率にて算出した額（上下水道料金は指定管理者が一括で支払い、各テナントには算定額で請求書を発行します。）

③ ガス料金

施設全体の使用料（協和ガス）から各施設の使用料の比率にて算出した額（ガス料金は指定管理者が一括で支払い、各テナントには算定額で請求書を発行します。）

※厨房はJAガス単独、加工場①は本部ガス単独

④ 電話料金及びインターネット料金（個別契約が必要です。）

各施設において使用する電話及びインターネット回線の契約及び使用料

⑤ 厨房器具類稼働にかかる燃料、消耗品等の購入費用

レストラン施設において使用するボイラー燃料、電解水生成装置稼働に要する消耗品等の購入費用

(4) 各施設営業にかかる手続き等

各施設の営業に要する営業許可等の諸手続きは、入居者の負担で入居者が行うものとする。

(5) 各施設機材等の追加設置及

各施設の機能向上のために要するオプション機材等は、入居者の負担で購入し設置するものとする。なお、この場合、入居者は指定管理者と事前に書面で協議を行い、指定管理者はその結果を書面で入居者に通知するものとする。

(6) 各施設の軽微な改造等

各施設の軽微な改造を行う場合は、入居者の負担で工事を行うものとする。なお、この場合、入居者は指定管理者と事前に書面で協議を行い、指定管理者はその結果を書面で入居者に通知するものとする。また、入居者は各施設の撤去に際しては、入居者の責により原状回復を行うものとする。

(7) 退去にかかる手続き等

退去する際は事前に指定管理者と調整すること。退去予定日までに私有財産を全て撤去し、使用場所を原状回復すること。施設を破損し汚損し又は滅失したときはこれを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。指定管理者並びに町等の現場確認等に協力すること。

(8) 管理運営への協力

健全な施設管理のため、使用料の納付期限、防犯・防災への取り組み、消防訓練の実施等について協力すること。また、事業効果の把握・検証に必要な決算報告書、収支実績等について、求められた場合には遅滞なく報告すること。

(9) その他

各施設の使用に際しては、関係法令及び「本部町具志堅地区田園空間施設の設置及び管理に関する条例」を遵守すること。

4. 各施設の見学

各施設の見学については、指定管理者にて対応します。事前の申し込みが必要です。

(1) 期間：令和7年6月16日から令和7年6月30日まで。

(2) 受付場所：総合案内所（コア施設） 電話 0980-48-3835

5. 申し込み資格

使用応募者は下記の要件を全て満たすものであること。

(1) レストラン施設及

- ① 本部町内の個人又は法人であること。
- ② 町内の農産物等を積極的に使用すること。
- ③ 地域住民・観光客に向けて、飲食店舗として恒常的な運営ができること。
- ④ 「本部町具志堅地区田園空間施設使用許可申請書（様式第1号）」の添付書類及び誓約事項の遵守ができるもの。
- ⑤ 事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(2) 軒先販売場①

- ① 本部町内の個人又は法人であること。
- ② 「本部町具志堅地区田園空間施設使用許可申請書（様式第1号）」の添付書類及び誓約事項の遵守ができるもの。
- ③ 事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。
- ④ 租税を完納していること。
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(3) 加工室

- ① 本部町内の個人又は法人であること。

- ② 農産物の加工販売の実績があること。
- ③ 町内の農産物等を積極的に使用すること。
- ④ 「本部町具志堅地区田園空間施設使用許可申請書（様式第 1 号）」の添付書類及び誓約事項の遵守ができるもの。
- ⑤ 事業の内容が各種法令等に抵触していないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

6. 申し込み方法等

下記の書類を原本はフラットファイル、コピー 1 部をクリアファイルに 1 部ずつまとめて提出してください。

（1）申込用紙

「本部町具志堅地区田園空間施設使用許可申請書（様式第 1 号）」を提出ください。

※申請書には以下の書類を添付してください。

① 個人の場合

- ・住民票（発行 3 か月以内のもの）
- ・町税完納証明書、国保税の完納証明書（発行 3 か月以内のもの）

② 法人の場合

- ・登記事項証明書（発行 3 か月以内のもの）
- ・決算報告書（過去 3 年分）
- ・法人税、事業税、法人町県民税の完納証明書（発行 3 か月以内のもの）
- ・定款の写し

③ 個人及び法人共通

- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・個人情報提供に関する同意書（様式第 4 号）
- ・その他、指定管理者が必要と認める書類

（2）受付窓口、受付時間

① 受付窓口：総合案内所（コア施設）

住所 沖縄県国頭郡本部町字具志堅 1334 番地

電話 0980-48-3835

② 受付時間：9:00～17:00 平日のみとなっております（*土日休み）

③ 募集期間：令和 7 年 6 月 1 6 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで。

※郵送の場合は令和 7 年 6 月 3 0 日の消印まで受け付ける。

7. 審査方法

指定管理者と町で構成する選考委員会で審査し入居者を決定します。審査後、指定管

理者から可否を書面で通知します。

8. 日程等

- (1) 申込期間：令和7年6月16日から令和7年6月30日まで。
- (2) 書類審査：令和7年7月中旬予定。
- (3) 入居者の決定、通知：令和7年7月下旬予定。
- (4) 使用許可書の交付、使用の説明等令和7年7月下旬予定。
- (5) 使用開始：令和7年8月予定。